会津地域で住宅建築施工業等を営む申立人について、自主的避難等対象区域で の建物新築工事が中止されたことに伴う逸失利益が賠償された事例。

## 全部和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)につき、申立人有限会社X(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

## 1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記の期間に限る。)について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目 営業損害 1,400,000円 期 間 自 平成23年3月11日 至 平成24年3月31日

## 2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目及び期間についての和解金として、 金1,400,000円の支払義務のあることを認める。

3 支払方法

(省略)

4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

5 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目(同項記載の期間に限り、遅延損害金を含む。)については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務のないことを相互に確認する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名(記名)押印の上、各自1通ずつを保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。 平成25年1月24日

(仲介委員 澤田行助)